

令和6年度 第2回大阪府大阪市東部保健医療協議会 議事概要

日 時 : 令和7年2月3日(月) 14時から16時

開催場所 : 天王寺区民センター 1階ホール

出席委員 : 委員総数 40名のうち27名出席(定足数21名であるため有効に成立)

(小島委員、喜多岡委員、久保田委員、岩本委員、綿谷委員、高田委員、松本委員、谷口委員、川畑委員、新開委員、安東委員、尾崎委員、藤井委員、津田委員、坂尾委員、藤原委員、寺田委員、石塚委員、中田委員、宮本委員、谷口委員、福田委員、澤井委員、松村委員、辻委員、平田委員、檜垣委員)

■議題1 令和6年度「地域医療構想」の取組と進捗状況

資料に基づき、大阪府健康医療部保健医療室保健医療企画課から説明。説明後、質疑応答。

【資料1-1】令和6年度「地域医療構想」の進捗と医療体制の状況(大阪府・大阪市二次医療圏)

【資料1-2】「医師の働き方改革に関する法令施行後の実態調査」結果概要(大阪府・大阪市二次医療圏)

【参考資料1】過剰な病床の状況

【参考資料2】医療法上の過剰な病床の状況

【参考資料3】地域医療構想に関する各種データのHP公表について

【参考資料4】病床機能の再編支援事業・重点支援区域について

【参考資料4(別紙)】令和6年度病床機能再編支援事業の実施について(申請病院一覧)

【参考資料5】令和5年度病床機能報告結果(有床診療所の報告状況)

【参考資料5(別紙)】令和5年度病床機能報告結果(大阪市二次医療圏有床診療所の報告状況)

【参考資料6】感染症法に基づく医療機関との協定締結について(大阪市東部基本保健医療圏 医療機関別一覧)

<質問・意見等>

【新興感染症対策】

(質問)

○新興感染症の対策については、医療機関との協定締結に基づき、病床を確保するのか。

(大阪府の回答)

○その通りである。

【医師の働き方改革】

(質問)

○医師の働き方改革に関する実態調査の結果について、大阪府としてはどのように評価・考察しているのか。また、今後、同様の調査は行うのか。

(大阪府の回答)

○調査結果に関する評価には至っていないが、診療機能を縮小するなど体制確保が困難と回答した医療機関に対してはヒアリングを行い、宿日直許可の取得や勤務シフトの見直し等の助言を行っている。来年度も実態調査を実施し、引き続き地域の医療体制への影響について注視していく。

(意見等)

○危惧されていたほどの地域医療や救急医療の崩壊は、病院の努力により回避されているが、宿日直許可申請が甘いのではないかと、病院長と勤務医間で自己研鑽に対する考え方のギャップ

プが浮き彫りとなっている、部長クラスの管理職のストレスが多いなどの問題点が出てきており、それらも含めて検討いただきたい。

■議題2 令和6年度大阪市二次医療圏における各病院の今後の方向性

資料に基づき、大阪市健康局から説明。説明後、質疑応答。

- 【資料 2-1】 令和 6 年度病院プラン結果概要(大阪府・大阪市二次医療圏)
- 【資料 2-2】 令和 6 年度病院プラン結果概要(医療機関別)(大阪市東部基本保健医療圏)
- 【資料 2-3】 令和 6 年度病院プラン医療機関別一覧(大阪市東部基本保健医療圏)
- 【資料 2-4】 非稼働病床の現況について(大阪市東部基本保健医療圏)
- 【資料 2-5】 令和 6 年度大阪府大阪市病院連絡会結果(概要)
- 【資料 2-6】 令和 6 年度大阪府大阪市医療・病床懇話会における主な意見(概要)

<質問・意見等>

【各病院の対応方針(病院プランにおける 2025 年に検討している病床機能等)】

(1) 公立・公的病院

質問・意見等は、特になし。

(2) 民間病院等

(原田病院への意見)

○近隣に病院が少なく、外科系の救急疾患を積極的に受け入れ、歯科との連携も行い、医科で緊急の対応が必要な際の後送病院も担っている病院であり、地域としては、急性期対応していただき、助かっている。近隣の病院からも異論は出ていないのが現状。ただ、転換について地域で協議できていないため、病院から説明していただく必要がある。

(3) その他

(意見)

○継続審議となっている医誠会国際総合病院の状況について、説明いただきたい。

(大阪市の回答)

○資料 2-6「令和6年度大阪府大阪市医療・病床懇話会における主な意見」に記載のとおり、昨年度までに大阪府から2回の文書指導を行っていたが要請に応じず、今年度初めに再度、病床機能の再検討について文書指導を行い、12 月には大阪府・大阪市で聞き取りを行ったが、病床機能の変更予定はないとのことであり、保健医療連絡協議会にて病院より説明が必要との結果となった。

【病床機能再編支援事業申請医療機関】

質問・意見は、特になし。

■議題3 紹介受診重点医療機関の選定について

資料に基づき、大阪府健康医療部保健医療室保健医療企画課・大阪市健康局から説明。説明後、質疑応答の上、紹介受診重点医療機関(案)の選定にかかる協議方針、紹介受診重点医療機関(案)の選定について協議。

- 【資料3-1】 紹介受診重点医療機関の選定について
- 【資料3-1(別添)】 大阪市二次医療圏 令和6年度外来機能報告の結果について
- 【資料3-2】 大阪市二次医療圏令和6年度外来機能報告 医療機関別報告状況

<1 質問・意見等>

【紹介受診重点医療機関(案)の選定】

(意見等)

- 大阪警察病院は、再編後急性期病院としての役割を地域で担っており、病診連携の観点からも、紹介受診重点医療機関(案)として、選定いただきたい。

<2 協議結果>

(1) 令和6年度外来機能報告結果等に基づく紹介受診重点医療機関(案)の選定

【協議方針】

- ・協議方針について、事務局案のとおりとすることとなった。

【紹介受診重点医療機関(案)の選定】

- ・地方独立行政法人大阪府立病院機構大阪国際がんセンター、大阪赤十字病院、社会福祉法人恩賜財団大阪府済生会野江病院、独立行政法人国立病院機構大阪医療センター、国家公務員共済組合連合会大手前病院、医療法人育和会育和会記念病院、社会医療法人寿会富永病院、社会医療法人 ONE FLAG おおさかグローバル整形外科病院、社会医療法人大道会森之宮病院、社会医療法人大阪国際メディカル&サイエンスセンター大阪警察病院について、紹介受診重点医療機関(案)として選定することとなった。

(2) 紹介受診重点医療機関が再編等を予定している場合の協議

【方針・対応】

- ・再編等を予定している場合の方針・対応について、事務局案のとおりとすることとなった。

■議題4 地域医療への協力に関する意向書等の提出状況

資料に基づき、大阪市健康局から説明。説明後、質疑応答。

【資料 4-1】 地域医療への協力に関する意向書提出状況(大阪市二次医療圏 診療所新規・既存開設者)

【資料 4-1(別添)】<医療機関別回答一覧>地域医療への協力に関する意向書提出状況(大阪市東部基本保健医療圏 診療所新規開設者)

【資料 4-2】 医療機器の共同利用に関する意向書提出状況(大阪市二次医療圏 医療機器新規購入・更新者)

【資料 4-2(別添)】<医療機関別回答一覧>医療機器の共同利用に関する意向書提出状況(大阪市東部基本保健医療圏 医療機器新規購入・更新者)

<質問・意見等>

(意見等)

- 地域医療への協力の意向なしと記載して、意向書を提出した場合、行政から地域医療への協力をしなくてもよいという許可を得たことになる可能性があるのではないかと危惧している。

■議題5 第8次大阪府医療計画における取組状況の評価について

資料に基づき、大阪市健康局から説明。説明後、質疑応答。

【資料 5-1】 第8次大阪府医療計画 PDCA 進捗管理票(大阪市二次医療圏)

【資料 5-2】 在宅医療において積極的役割を担う医療機関一覧(大阪市東部基本保健医療圏)

【資料 5-3】 令和6年度大阪府大阪市在宅医療懇話会における主な意見(概要)

<1 質問・意見等>

【医療計画】

(質問)

- 精神科救急医療体制について、大阪市内に精神科救急診療所があるのか。また、夜間・休日の

診療体制は整っているのか。

(大阪市の回答)

- 大阪市こころの健康センター内において、「精神科救急診療所」を設置している。夜間・休日は、大阪府・大阪市・堺市共同で夜間・休日精神科救急システムとして、専用ダイヤルで、緊急受診の可否や受診必要時の医療機関の案内等、相談業務を実施している。

【在宅医療】

(意見等)

- 積極的医療機関が 24 時間体制で在宅療養患者の急変に対応し、自院の患者でない方の往診にも行くことになるが、従来の診療報酬だけでは厳しいため、何らかの財政的支援が必要である。

(大阪府の回答)

- 他圏域でも同様の要望があり、積極的医療機関を設定する際に、国に確認したが、診療報酬上の手当はないとの回答であった。積極的医療機関がきちんと役割を果たせるよう、引き続き必要な措置については国に要望していきたいと考えている。

(質問)

- 積極的医療機関は、今後を増やしていく方針か。

(大阪市の回答)

- 在宅医療での 24 時間体制を構築していくためには、少ない医療機関では難しく、医療機関数は多い方がよいと思っている。

<2 協議結果>

【積極的医療機関】

- ・「在宅医療において積極的役割を担う医療機関一覧」について、異議なしとされた。

■議題6 地域医療連携推進法人の認定について

資料に基づき、大阪府健康医療部保健医療室保健医療企画課・一般社団法人なにわメディカルネットワークから説明。説明後、質疑応答。

【資料6】医療法第70条の2の規定による地域医療連携推進法人の認定申請にかかる「医療連携推進方針」に対する意見について

<1 質問・意見等>

(質問)

- 二次医療圏域を超える医療機関で、地域医療連携推進法人を立ち上げることはできるのか。また、医療機関同士のみでなく、一部に医師会と歯科医師会などが入り共同で地域医療連携推進法人を立ち上げることはできるのか。

(大阪府の回答)

- 二次医療圏域を超えて法人を立ち上げることは、制度上可能であるが、現時点において大阪府内での事例はない。
医師会等が、参加法人となることも可能である。

(質問)

- 地域医療連携推進法人のメリットは、法人内で病床融通が可能であることか。

(大阪府の回答)

- 地域医療連携推進法人は、病床融通が可能であるが、病床融通だけが目的ではなく、融通後どのように展開されるかが重要と考えている。

(申請法人への質問)

○連携される3医療機関で診療するがんの部位が違うが、どのように実質的な連携を行うのか。

(申請法人の回答)

○がん診療の効率化やがん検診の勧奨を図ることで健康を支えることは重要と考えている。

(意見等)

○これまで認定された地域医療連携推進法人の効果を検証したうえで、報告が必要であるため、活動状況を毎年報告いただきたい。

<2 協議結果>

【地域医療連携推進法人の認定について】

- ・地域医療連携推進法人の認定については、「申請法人は、保健医療協議会の求めに応じ、その活動状況等を報告すること」を条件とし、異議なしとされた。